

## 守口市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の区域内に存する木造住宅の所有者であって当該木造住宅の耐震改修を行うものに対し、予算の範囲内において守口市木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市の区域内に存する木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による市内の人的及び経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の用に供するもの（人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合が2分の1以上であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が「木造住宅の耐震診断と補強方法」において規定する一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。以下同じ。）その他市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (3) 耐震改修技術者 次の各号のいずれかに該当する技術者をいう。
  - ア 公益社団法人大阪府建築士会が原則として平成24年度以降に主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」の受講を修了した者
  - イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって、一般財団法人日本建築防災協会が原則として平成24年度以降に主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に関する講習会の受講を修了した者
  - ウ ア及びイに掲げる者のほか、市長がこれらの者と同等以上の技術を有すると認める者
- (4) 耐震診断結果 第2号に規定する一般診断法又は精密診断法に基づく耐震診断にあつてはこれらの診断法により算出した上部構造評点の最小値をいい、同号に規定する市長が適当と認める方法に基づく耐震診断にあつては当該方法により算出した数値をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成した、木造住宅の耐震改修に係る計画で、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 耐震改修工事により、前号に規定する上部構造評点（第2号に規定

する市長が適当と認める方法に基づく耐震診断にあつては、前号に規定する数値を算出するために算定する変数)に関し、1階部分の最小値を1.0以上に、2階部分の最小値を0.7以上に高めるための計画

イ シェルター設置工事をするための計画

- (6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事（第3号の耐震改修技術者により工事監理が行われたものに限る。）をいう。
- (7) シェルター設置工事 木造住宅の最下階にある部屋（屋外に通じているものに限る。）に、耐震性を確保するため、木材又は鉄骨により作られた強固な箱型の空間であつて、公的機関の試験等によりその性能が証明されたものを設置する工事をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、既に補助金の交付を受けたものを除く。

- (1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたものであること。
- (2) 耐震診断結果が1.0未満のものであること。
- (3) 現に居住し、又は居住しようとするものであること。
- (4) 地階を除く階数が2以下のものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者（区分所有建築物の耐震改修工事（シェルター設置工事を除く。）にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体の全ての構成員）であること。
- (2) 世帯主及び世帯員に係る補助金の交付の申請を行う日の属する年度（当該日の属する月が1月から5月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額の合計が304,200円以下であること。
- (3) 補助金の交付を申請しようとする日の属する年度の前年度分の補助対象建築物に係る固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (4) 補助対象建築物の所有者と居住者又は土地の所有者とが異なる場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該居住者又は土地の所有者の同意を得ていること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

耐震改修工事に要する費用（撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）とする。  
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第2号及び第3号の場合において、耐震改修工事に要する費用がこれらの号に定める額を下回る場合にあっては、補助金の額は当該費用に相当する額（その額に1,000円未満の額が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- （1） シェルター設置工事を行う場合 耐震改修工事費に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の額が生じたときは、これを切り捨てた額）又は500,000円のいずれか低い額
- （2） 長屋又は共同住宅の用に供する建築物の耐震改修工事（シェルター設置工事を除く。）を行う場合 耐震改修工事を実施した戸数に500,000円を乗じて得た額又は住宅の延べ面積1平方メートルにつき5,300円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の額が生じたときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額
- （3） 前2号に掲げる場合以外の場合 500,000円

（補助金の額の特例）

第7条 補助対象者の属する世帯の月額所得（世帯員の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）から地方税法第314条の2に規定する障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、配偶者控除額及び扶養控除額を差し引いた金額を世帯で合算し、その金額を12で除して得た額をいう。）が214,000円以下の場合における前条の規定の適用については、同条中「500,000円」とあるのは、「600,000円」とする。

（事前協議）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ耐震改修計画を作成し、守口市木造住宅耐震改修事前協議書に別に定める必要書類を添えて市長に提出し、協議しなければならない。ただし、守口市木造住宅耐震改修設計補助金の交付の決定の通知を受けている者は、この限りでない。

（補助金の交付の申請）

第9条 前条の規定による協議が整った者又は守口市木造住宅耐震改修設計補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震改修工事を実施する前に、守口市木造住宅耐震改修補助金交付申請書に別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、

適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、守口市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、守口市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、守口市木造住宅耐震改修補助金交付申請取下届を市長に提出しなければならない。

(耐震改修工事の着手)

第12条 補助事業者は、同項の通知書を受け取った日からおおむね30日以内に耐震改修工事に着手するものとし、着手したときは、直ちに守口市木造住宅耐震改修工事着手届に別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(耐震改修工事の変更及び中止)

第13条 補助事業者は、次に掲げる場合は、守口市木造住宅耐震改修工事内容変更等承認申請書に別に定める必要書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 耐震改修工事（補助金の交付の決定の対象となった耐震改修工事をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとする場合

(2) 耐震改修工事が補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了する見込みがない場合

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に対し守口市木造住宅耐震改修補助金交付変更決定通知書により承認を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付の決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の変更の決定の通知を受けたときは、速やかに耐震改修工事の工事業者と変更契約を締結し、当該変更契約の変更契約書を市長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、守口市木造住宅耐震改修工事中止届を市長に提出しなければならない。

5 前項の規定による提出があったときは、補助金の交付の申請を取り下げたものとみなす。

(工程確認)

第14条 補助事業者は、次に掲げる工程に達したときから4日以内に、守口市木造住宅耐震改修工事工程確認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 基礎の耐震改修工事が含まれる場合は、基礎の配筋完了時（コンクリート打設前）

(2) 補強した部分（内部及び接合部分を含む。）が目視で確認できる時

2 市長は、前項の申請書が提出された日から4日以内に確認を行うものとする。

（完了報告）

第15条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、守口市木造住宅耐震改修工事完了報告書に別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、耐震改修工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の申請をした日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条第1項の報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震改修工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、守口市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、守口市木造住宅耐震改修補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、守口

市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、守口市木造住宅耐震改修補助金返還命令書により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助事業者に対する質問等)

第21条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して質問し、及び必要な指導又は助言をすることができる。

(書類の保存)

第22条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付の決定を行った日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、木造住宅耐震改修主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の守口市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る守口市木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の守口市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る守口市木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、

なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 8 月 11 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の守口市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る守口市木造住宅耐震改修補助金について適用し、同日前の申請に係る守口市木造住宅耐震改修補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。